

**第 3 次清瀨市教育振興
基本計画
(実行計画)
(案)**

目次

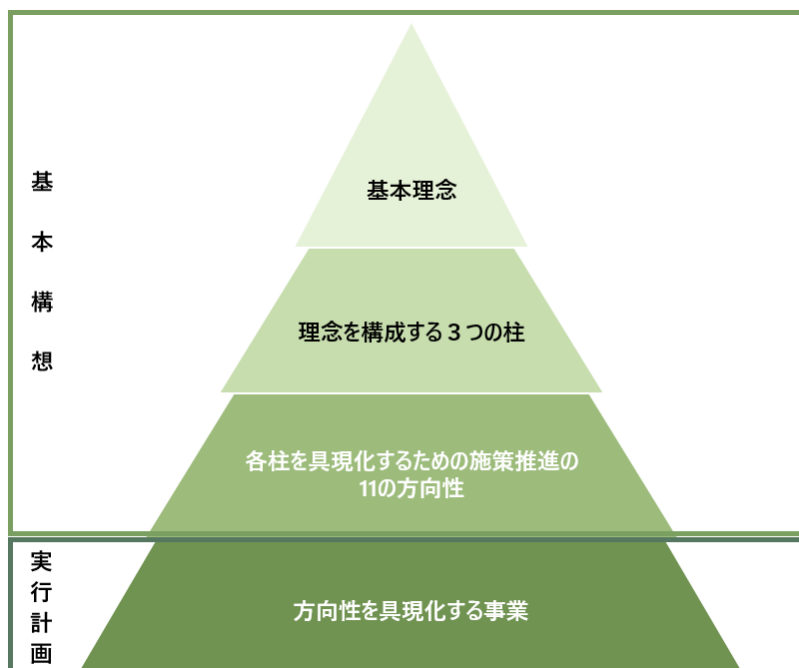
●第3次清瀬市教育振興基本計画の概要.....	3
●方向性別事業および主な取組	
柱1 学校教育の充実.....	5
方向性1：「確かな学力」を育成します.....	5
方向性2：「豊かな人間性」を育成します.....	6
方向性3：「健やかな体」を育成します.....	8
方向性4：一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります.....	10
方向性5：教育環境の強化・充実を図ります.....	11
柱2 地域による子どもの育ちと学びの支援.....	15
方向性6：子どもたちの成長を地域で支える機運を高めます.....	15
方向性7：地域と協働した学校での学びの充実を図ります.....	17
方向性8：子どもたちの安全な居場所の充実を図ります.....	18
柱3 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援.....	21
方向性9：世代を超えた学びの機会の充実を図ります.....	21
方向性10：市民文化・芸術の充実と発展を図ります.....	25
方向性11：気軽にスポーツ活動に親しめる機会の充実を図ります.....	26

第3次清瀬市教育振興基本計画マスタープランの概要

◇計画の位置づけ

第3次清瀬市教育振興基本計画は、「基本構想」と「実行計画」の2層で構成されています。この「実行計画」は、「基本構想」で掲げる方向性を具現化するための具体的な取り組みや事業を示したものです。

第3次清瀬市教育振興基本計画の構成



第3次教育振興基本計画の計画体系

基本理念	3つの柱	施策の方向性	
子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬	1 学校教育の充実	方向性 1	「確かな学力」を育成します
		方向性 2	「豊かな人間性」を育成します
		方向性 3	「健やかな体」を育成します
		方向性 4	一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります
		方向性 5	教育環境を強化・充実させます
	2 地域による子どもの育ちと学びの支援	方向性 6	子どもたちの成長を地域で支える機運を高めます
		方向性 7	地域と協働した学校での学びの充実を図ります
		方向性 8	子どもたちの安全な居場所を充実させます
	3 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援	方向性 9	世代を超えた学びの機会を提供します
		方向性 10	市民文化・芸術の充実と発展を図ります
		方向性 11	気軽にスポーツ活動に親しめる機会を提供します

◇基本構想で示された3つの柱

基本構想は「子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」の基本理念および3つの柱、そして各柱に紐づく方向性によって構成されています。

基本理念を支える3つの柱は以下の通りです。

柱1

学校教育の充実

- 急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人ひとりの児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。
- 市は、知・徳・体をバランスよく確実に育成すること、また、その育成を支えるためのデジタル技術も活用した教育環境、支援環境を整備していくこと等を進めることで、求められる学校教育の実現を図ります。

柱2

地域による子ども
の育ちと学びの支援

- 地域社会における子どもたちの成長を支えるため、家庭・学校・地域の連携・協働が求められています。また、少子化や家庭環境の変化、地域コミュニティの希薄化といった社会課題に対応し、子どもたちが心身共に健やかに成長し、安心して学び育つ環境を整えることが重要です。
- 市は、地域による子どもの育ちと学びの支援を推進し、家庭・学校・地域が協力して体験活動や探究的な学びを充実させるとともに、子どもたちの安全な居場所を確保し、多様な人々との関わりを通じて社会性や人間性を育む取り組みを推進します。学校と家庭、地域社会とが互いに関心や理解を深め、学び、協働する関係を構築することで、社会総がかりで子どもを育成する環境を創造します。

柱3

生涯学習
・芸術・スポーツ
の文化の
支援

- 人生100年時代を迎え、生涯を通じて主体的に学び続け、文化・芸術活動やスポーツに親しむことで、健康で心豊かな市民生活を実現できる環境づくりが求められています。
- 市は、幅広い世代の市民が意欲的に学べる機会や、気軽に地域文化やスポーツ活動に親しむ機会を充実させるとともに、活動を通じた市民同士の交流やつながりを促進します。また、市民が学びや活動で得た知識や技能を地域社会に活かす取り組みを支援し、地域の活気を高める人々の交流や地域のにぎわいを促進します。

柱 1 学校教育の充実

方向性 1 : 「確かな学力」を育成します

教員の指導力向上を図るとともに、9年間を見通した教育課程の工夫、情報機器の効果的な活用、習熟度別指導・放課後補習の充実などを通して、子どもたちの基礎学力の確実な定着を図り、さまざまな課題に対して自ら考え判断し、行動できる力を育成します。

事業

①授業改善の充実

全国学力・学習状況調査の結果や校内研究及び市教育研究会の成果等を生かし、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業改善の充実を図る。

〈主な取組〉

主体的・対話的で深い学びの推進

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
校内研究の実施・改善	研究成果に基づく改善	⇒

個別最適な学びと協働的な学びの推進

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
授業改善推進プランの見直し	⇒	⇒

②情報教育の充実

タブレット端末の効果的な活用や情報モラルに関する計画的な指導等を通して、児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。

〈主な取組〉

タブレット端末の効果的な活用の推進

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
研究指定校における実践	研究成果の普及各校における授業改善	⇒

児童・生徒の情報活用能力の向上

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
情報教育推進委員会における内容の改善	前年度の検証を踏まえた実施内容の改善	⇒

方向性2：「豊かな人間性」を育成します

人権教育や道徳教育、命の教育の充実を図るとともに、読書活動や様々な体験活動の意図的・計画的な推進を通して、また、子どもたちの主体性や自己肯定感を高める取組を工夫することで、豊かな心と撓(しな)やかで強(したた)かな心を育成します。

事業

①命の教育の充実

「赤ちゃんのチカラプロジェクト」などの「命の教育」にかかわる体験活動や児童・生徒から市民に対して「命を大切にす清瀬」を発信する機会となっている「命の教育フォーラム」を充実させる。

〈主な取組〉

人権教育、道徳教育の充実

令和8年度	令和9年度	令和10年度
・命と人権教育推進委員会の開催 ・道徳教育推進委員会の開催	実態に応じた検討内容等の改善	⇒

命の教育の充実

令和8年度	令和9年度	令和10年度
・「命の教育」に関わる体験活動の実施 ・「命の教育フォーラム」の実施	前年度の検証を踏まえた実施内容の改善	⇒

いじめ防止に向けた取組の充実

令和8年度	令和9年度	令和10年度
いじめ問題対策連絡協議会の充実	実態に応じた検討内容等の改善	⇒

②体験活動の充実

児童・生徒に身に付けさせたい資質・能力を明確にした上で、自然体験や社会体験等の体験活動を発達の段階に応じて意図的・計画的に実施する。

〈主な取組〉

日常的な授業等における体験活動の充実

令和8年度	令和9年度	令和10年度
授業改善推進プランの見直し	⇒	⇒

校外学習等における体験活動の充実

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
清瀬市立学校における遠足 (旅行)・集団宿泊的行事の 在り方検討委員会の開催	実態に応じた検討内容等の 改善	⇒

③読書活動の推進

児童・生徒の読書に対する興味・関心を高め、本を読む楽しさを感じさせるとともに、多様な本との出会いにより、豊かな心の醸成を図るための取組について研究し、実践を通して取組の効果を検証する。また、学校図書館を地域に開放し、学校を核とする読書文化醸成のための取組を進める。

〈主な取組〉

読書活動の充実

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
読書活動研究実践校の指定	・研究成果の普及 ・各校の取組改善	⇒

学校図書館の効果的な活用の推進

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
学校図書館の地域開放	⇒	⇒

方向性3：「健やかな体」を育成します

健康教育や食育など、自らの健康を保持増進できる力を高めるための取組の充実を図ります。また、体力テストに基づく授業改善や、家庭や地域と連携した運動の日常化などを通して、子どもたちの体力の向上を図ります。

事業

①体力向上の取組の推進

体育の授業や日常生活における体育的活動を充実させながら、児童・生徒の運動能力の向上や運動習慣の確立を図る。

〈主な取組〉

運動能力の向上

令和8年度	令和9年度	令和10年度
体育の授業等の充実	授業改善推進プランの見直し	⇒

運動習慣の確立

令和8年度	令和9年度	令和10年度
体育向上研修の実施	実施結果を踏まえた内容等の改善	⇒

②健康の保持・増進

保健領域の学習の充実や中学校における外部講師を招いたがん教育などの計画的な実施を通して、生涯にわたって健康を保持・増進しようとする態度や、健康で安全な生活を営むことができる力を育む。また、健康診断や文部科学省が定める「学校環境衛生基準」に基づく検査等を実施する。

〈主な取組〉

健康教育の推進

令和8年度	令和9年度	令和10年度
・保健領域の学習の充実 ・中学校における外部講師を招いたがん教育の実施	・授業改善推進プランの見直し ・実施結果を踏まえた内容等の改善	⇒

健康診断等の実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
身長・体重の計測、視力・聴力検査、内科、耳鼻科、眼科、歯科、心臓、腎臓、結核、脊柱側彎各種健診、モアレ検査の実施	⇒	⇒

環境衛生検査等の実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
教室の換気・温度・揮発性有機化合物の濃度検査、ダニアレルゲン量の測定	⇒	⇒

③食育の推進

学校給食の提供により健康的な食生活の基礎を築き、また、学校給食に地元産野菜を活用することや農家の方々と交流をすることで、旬の食材に対する興味・関心を高め、食を通して四季を感じる心を培い、郷土愛の醸成へと繋げるために食育を実施する。

〈主な取組〉

安全・安心な給食の提供

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
アレルギー研修の実施	⇒	⇒

体験型食育の実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
農業体験の実施	⇒	⇒

地場産物等の給食活用

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
地場産物活用推進会議の実施	⇒	⇒

方向性4：一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります

特別支援教育の充実や不登校支援の推進などを通して、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。また、教員研修を実施したり、特別支援教育や不登校支援の取組等を広く周知したりすることで、教員、子ども、保護者、地域に向けた理解・啓発を推進します。

事業

①個に応じた支援の充実

特別支援教育の充実や不登校支援の推進、外国人児童・生徒等への支援の推進等を図るとともに、多様な教育的ニーズに応える支援体制を整える。

〈主な取組〉

特別支援教育の充実

令和8年度	令和9年度	令和10年度
清瀬市特別支援教育推進計画の改訂	清瀬市特別支援教育推進計画の進捗確認	⇒

不登校支援の推進

令和8年度	令和9年度	令和10年度
フレンドルームの運営改善	実態に応じた運営方法等の改善	⇒
校内別室指導の拡充	⇒	⇒

外国人児童・生徒等への支援の推進

令和8年度	令和9年度	令和10年度
日本語指導員の派遣	⇒	⇒
日本語指導連絡会の開催	実態に応じた検討内容の改善	⇒

②教育相談体制の充実

教育委員会における就学相談や教育相談に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の活用も図りながら、相談者一人ひとりの困り感に寄り添った対応を図る。

〈主な取組〉

教育相談体制の充実

令和8年度	令和9年度	令和10年度
就学支援委員会の開催	実態に応じた運営方法等の改善	⇒
教育相談室の充実	⇒	⇒

方向性5：教育環境の強化・充実を図ります

小中連携・一貫教育校や義務教育学校など、子どもの育ちや学びがつながり、深まる教育制度の導入や、学校施設及び情報機器などの環境整備を進めることで21世紀型の教育を創造、推進します。また、学校の働き方改革を推進することで、教職員が心身ともに健康で、やりがいを感じながら教育活動に取り組める環境を創ります。

事業

①つながりのある教育の推進

小学校と中学校が、互いに情報交換や交流を行うことを通して、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すための様々な教育活動を展開する。また、全ての子供に学びや生活の基盤を育めるよう幼保小の連携・協働を進める。

〈主な取組〉

小中連携教育の推進

令和8年度	令和9年度	令和10年度
小中連携教育合同研修会の開催	実態に応じた運営方法等の改善	⇒
小中連携教育フォーラムの開催	実施結果を踏まえた内容等の改善	⇒

幼保小の円滑な接続

令和8年度	令和9年度	令和10年度
幼保小合同研修会の開催	実態に応じた検討内容等の改善	⇒

②学校経営力の向上

特色ある教育活動の推進や教員の働き方改革の推進等を通して、学校経営力の向上を図るとともに、各学校の特色を広く内外にアピールする。

〈主な取組〉

特色ある教育活動の推進

令和8年度	令和9年度	令和10年度
特色ある学校づくりに係るプレゼンテーションの実施	実態に応じた運営方法等の改善	⇒

教員の働き方改革の推進

令和8年度	令和9年度	令和10年度
時間外在校等時間の把握・公表	⇒	⇒
ストレスチェックの実施	⇒	⇒

③学校 ICT 機器の適切な環境整備

国が推進する GIGA スクール構想に対応するため、令和 8 年度に開始する 2ndGIGA 端末や令和 10 年度から東京都内共通仕様になる校務支援システムなどの情報環境整備を適切に推進する。

〈主な取組〉

GIGA タブレット環境整備

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
・2ndGIGA 端末配備 ・校内 GIGA ネットワークの仕様 検討・プロポーザル実施	校内 GIGA ネットワーク 改修工事	校内 GIGA ネットワーク 運用開始

校務支援システム環境整備

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
校務支援システムネットワーク及 び端末の仕様検討・プロポーザ ル実施	校務支援システムネットワーク 改修工事及び端末調達	校務支援システムネットワーク 運用開始（東京都内共通仕 様へ移行）

情報教育機器の整備

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
電子黒板配備 (中学校普通教室)	電子黒板配備 (小学校普通教室)	電子黒板配備 (小学校普通教室)

④校舎等の適切な維持管理（小・中学校）

児童・生徒が安全且つ安心して学校生活を送り、教育活動を円滑に展開できるように、校舎及び体育館等施設を適切に維持管理する。

〈主な取組〉

校舎等大規模改造工事

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
・校舎外壁等改修工事 (十小) ・校舎外壁等改修工事 (四中) ・校舎内大規模改修工事実施 設計(十小) ※LED 化含	・校舎内大規模改修工事 (十小) ※LED 化含 ・校舎内大規模改修工事実施 設計(清中) ※LED 化含 ・校舎内大規模改修工事実施 設計(四中) ※LED 化含	・校舎内大規模改修工事 (清中) ※LED 化含 ・校舎内大規模改修工事 (四中) ※LED 化含

体育館等大規模改造工事

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
体育館大規模改造工事(清 中) ※LED 化含	—	体育館大規模改造工事実施 設計(三中)

校舎・体育館等 LED 化改修工事

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・体育館 LED 化等改修工事 実施設計（八小） ・校舎等 LED 化改修工事 実施設計（三中北校舎） ・体育館 LED 化等改修工事 実施設計（四中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館 LED 化等改修工事 （八小） ・校舎等 LED 化改修工事 （三中北校舎） ・体育館 LED 化等改修工事 （四中） 	—

⑤校舎等の長寿命化

目標耐用年数 60 年を迎える施設を対象に、順次、構造耐久性調査を行い、その結果を踏まえて、長寿命化計画の策定を推進する。

〈主な取組〉

構造耐久性調査

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
六小	芝小、八小、五中 ⇒全校調査完了	

長寿命化計画策定事業

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
—	—	耐久性調査結果検証

⑥清瀬小学校建替事業

令和 6 年 3 月に策定した「清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画」に基づき、老朽化する清瀬小学校を改築し、令和 11 年に「21 世紀型学校教育」を実現する新校舎を開校する。

〈主な取組〉

清瀬小学校建替事業

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
実施設計業務	1 期工事（新校舎建設）	⇒

学校側工事影響調整

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
次年度教育課程調整	中学校校庭・体育館の共用	⇒

付帯工事調整（弱電工事等 2 次工事）

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
—	—	付帯工事検討

⑦学校生活における安全対策の実施

児童・生徒が安心して学校生活を過ごせるように、登下校における通学路の安全点検及び学校敷地、校舎等内の防犯対策を実施する。

〈主な取組〉

通学路安全管理事業

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
通学路交通安全プログラムに基づく合同点検・安全対策推進協議会を実施（八小、十小、清明）	清小、芝小、四小	三小、六小、七小

校内防犯対策事業

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
防犯訓練の実施、学校 110 番、携帯電話等による運用	⇒	⇒

柱2 地域による子どもの育ちと学びの支援

方向性6：子どもたちの成長を地域で支える機運を高めます

子どもたちが人とのつながりを感じながら、多様な人々との関わりを通して社会性や人間性を育み、安心して成長できるよう、市民同士がつながり合うとともに、教育・福祉・防犯などの関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる機運を醸成します。

事業

①青少年問題協議会事業

青少年問題協議会を設置し、地域住民や警察、児童相談所等、児童健全育成に関わる多様な主体と連携し、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図り、地域の取組を推進する。

〈主な取組〉

青少年問題協議会の運営

令和8年度	令和9年度	令和10年度
青少年問題協議会の運営	⇒	⇒

地区委員会合同事業の検討・推進

令和8年度	令和9年度	令和10年度
地区合同事業検討・実施	⇒	⇒

少年スポーツ交流大会の実施

令和8年度	令和9年度	令和10年度
少年スポーツ交流大会 新種目検討	検討結果の適用・実施	⇒

②青少年委員活動事業

地域における青少年の健全育成を推進するため、青少年委員が中心となり、社会性や自己肯定感の向上を目的とした活動を行うと共に、地域住民や子ども同士の交流の場を提供する。

〈主な取組〉

市内イベントとの連携推進

令和8年度	令和9年度	令和10年度
市内イベントとの連携推進	⇒	⇒

けん玉サミットの開催

令和8年度	令和9年度	令和10年度
きよせけん玉サミット開催	きよせけん玉サミット推進	⇒

③児童館における地域住民や、保護者同士の交流事業

市内児童館において子育て世代の保護者同士や多世代交流を目的とするイベントを実施し、子どもたちの育ちを地域で支える機運を高める交流の場を創出する。

〈主な取組〉

初めてのパパママ講座など指定管理者による自主事業の推進

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
初めてのパパママ講座など指定管理者による自主事業の内容 検討・実施	⇒	⇒

地域交流イベントの充実

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
地域交流イベントの充実	⇒	⇒

野塩児童館まつりの開催支援

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
野塩児童館まつりの開催支援	⇒	⇒

方向性7：地域と協働した学校での学びの充実を図ります

学校が地域の多様な主体と連携し、体験活動や探究的な学びを学習活動に位置づけて推進し、子どもたちが多様な人材や体験と出会い、学びを深められるようにします。また、学校の取組に地域が関心を寄せ、理解し支える関係づくりを進め、地域総がかりで子どもを育む環境の一端を担います。

事業

①コミュニティ・スクールの推進

地域と学校とが協働する仕組みを作ることで、子供たちの生きる力を一層育むとともに、学校支援をきっかけに地域の方々がともにつながり支え合う、学校を核としたコミュニティの構築を目指す。

〈主な取組〉

学校運営協議会の運営

令和8年度	令和9年度	令和10年度
各学校における取組の情報共有及び協議	⇒	⇒

学校支援本部の運営推進

令和8年度	令和9年度	令和10年度
学校支援本部の運営推進（授業補助、地域人材の活用、体験学習の提供など）	⇒	⇒

地域コーディネーターの育成

令和8年度	令和9年度	令和10年度
地域コーディネーターの育成研修	⇒	⇒

②中学校部活動の地域連携・地域展開の推進

生徒が自主的・自発的にスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を整備することや学校の部活動における専門的な指導者を配置することなど、国や都の動向を注視しながら、本市の実態を踏まえた地域連携・地域展開を進める。

〈主な取組〉

部活動の地域連携の充実

令和8年度	令和9年度	令和10年度
部活動指導員等の拡充	実態に応じた拡充の検討	⇒

部活動の地域展開の推進

令和8年度	令和9年度	令和10年度
清瀬市立中学校部活動の地域連携・地域展開検討委員会の開催	実態に応じた検討内容の改善	⇒

方向性 8：子どもたちの安全な居場所の充実を図ります

安心して過ごせる居場所として児童館や学童クラブ、放課後子ども教室『まなべー』を配置し、異年齢交流や集団活動などを通じて子どもたちの社会を生き抜くための力や、人と関わりながら自己を成長させる力が育まれるとともに、心身ともに健やかに成長できる環境を整えます。

事業

①学童クラブ運営管理事業

指定管理者と連携し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場など適正な育成環境を確保することで、安心・安全な居場所の充実を図る。

〈主な取組〉

指定管理者による学童クラブ運営

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
指定管理者の選定 (令和 4 年度導入施設)	指定管理者の選定 (令和 5 年度導入施設)	—

冬季下校見守りパトロールの実施・期間検討

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
冬季下校見守りパトロール期間 の拡大検討	検討結果の適用	→

②学童クラブ施設維持事業

学童クラブ施設の老朽化対応や安全性の確保など維持管理を適切に行うとともに、高まる利用ニーズに最大限応じることができるよう図る。

〈主な取組〉

新校における清瀬小学童クラブの検討・整備

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
新校内清瀬小学童クラブ 基本・実施設計	清瀬小学校建替えに伴う 学童クラブ施設整備	—

待機児童解消に向けた学童クラブ施設の整備検討・整備

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
・市内小学校機能転用可能な 教室等の検討 ・中清戸学童クラブ解体工事 (R8 完了予定)	検討結果の適用	⇒

③放課後子ども教室運営の実施

学校施設に学習アドバイザーや安全管理員を配置し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所となる放課後の子ども教室「まなべー」を全ての市立小学校で運営する。

〈主な取組〉

全公立小学校9校における「まなべー」の実施

令和8年度	令和9年度	令和10年度
「まなべー」全公立小学校実施	⇒	⇒

学童クラブとの連携事業の検討

令和8年度	令和9年度	令和10年度
学童クラブとの連携の推進と充実	⇒	⇒

運営方法の検討

令和8年度	令和9年度	令和10年度
運営方法の検討	検討結果の適用	⇒

④児童センターの運営

地域の子どもたちが自由かつ安心して遊び、学び、交流できる健全育成の場として児童センターを運営し、児童青少年の人間性や社会性を育むとともに多世代交流の拠点とします。

〈主な取組〉

児童センター等の管理・運営

令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定管理者による施設管理及び事業実施	⇒	⇒

多様な育成事業の実施

令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定管理者による事業を中心にジュニアリーダーズクラブ、中高生会議などを開催	⇒	⇒

児童センター施設改修

令和8年度	令和9年度	令和10年度
ころぼっくるホール等のLED化改修工事	児童センター館内LED化改修工事	①児童センター外部LED化改修工事
音響設備・映像設備の改修検討	検討結果の適用	⇒

⑤子どもの居場所の整備・運営

公共施設を活用した子どもの居場所検討委員会や地域市民センター再構築検討委員会の検討結果を踏まえた子どもの居場所を整備し、運営する。

〈主な取組〉

下宿児童館の再整備

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
野塩児童館整備検討	検討結果の適用	⇒

野塩児童館の再整備

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
下宿児童館整備検討	検討結果の適用	⇒

竹丘地域市民センターにおける子どもの居場所創設

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
竹丘地域市民センターにおける子どもの居場所整備検討	検討結果の適用	⇒

柱3 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援

方向性9：世代を超えた学びの機会の充実を図ります

生涯学習にかかる関係機関と連携し、市民ニーズに応じた生涯学習事業を展開し、幅広い世代の生涯学習の機会の充実を図ります。また、市民が生涯を通じて意欲的に学び続けることができ、得た知識や技能を地域へ還元することができる場の創出を図ります。

事業

①多様な生涯学習機会の提供

市民の生涯学習活動の拠点である生涯学習センターを中心に、多様な自主事業の充実を図るとともに、市民のニーズに応じた生涯学習事業を展開し、幅広い世代に向けた学びの機会の充実を図る。

〈主な取組〉

生涯学習センターの管理運営

令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定管理者による施設管理及び事業実施	⇒	⇒

市民ニーズに応じた多様な生涯学習事業の実施

令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定管理者による事業を中心に各種講座・教室・ワークショップなどを開催	⇒	⇒

生涯学習情報の提供・発信

令和8年度	令和9年度	令和10年度
「まなびすと」の発行やSNSの活用	⇒	⇒

生涯学習基本方針の改訂

令和8年度	令和9年度	令和10年度
生涯学習基本方針の改訂	改訂後の生涯学習基本方針に基づく事業展開	⇒

②学校教育の枠を超えた多様な体験型学習の提供

学校では学べない教科の枠を超えた多様な体験型の学びの場を子どもたちに提供し、子どもたちが自身の可能性を広げ、充実した学びと成長を実現できる機会を創出する。

〈主な取組〉

児童生徒国内派遣事業の実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
中学生を対象としてプレゼンテーションによる提案を経た国内派遣を実施	⇒	⇒ 今後の方向性の検討

清瀬子ども大学の実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
清瀬子ども大学の実施及び学部拡充の検討・調整	⇒	⇒

③読書環境の充実

おうち図書館としての宅配サービス、新たなボランティアとの連携、レファレンスの充実、利用しやすい図書館としての環境整備を充実する。

〈主な取組〉

おうち図書館、学校に対する宅配サービス

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
中学校への宅配	⇒	⇒

ボランティアとの連携

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
-	-	ティーンズ図書委員会の実施

レファレンスの充実

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
レファレンス資料の提供	⇒	⇒

利用しやすい図書館の環境整備（POP の活用、配架の工夫など）

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
各種コーナーの設置	⇒	⇒

④読書活動の推進

郷土資料やレファレンス資料を含め、様々な媒体の資料を収集し、提供する。また、読書交流会、映画会等を実施し読書活動を促進する。

〈主な取組〉

様々な媒体の資料収集、提供

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
資料選定・調達	⇒	⇒

読書交流会、映画会等の事業の実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
実施	⇒	⇒

⑤子どもの読書活動の推進

子どもにふさわしい、様々な媒体の資料を収集し、提供する。また、子ども会、図書館を使った調べる学習コンクール等、読書意欲を喚起する子どものための事業を実施する。さらに、学習貸出や団体貸出を実施し、子どもの読書活動を支援していく。

〈主な取組〉

子どもにふさわしい資料の収集、提供

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
児童サービス専門員による 収集、提供	⇒	⇒

子どものための事業の実施（子ども会等）

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
実施	⇒	⇒

ブックスタート事業の実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
健康診査時に実施	⇒	⇒

図書館を使った調べる学習コンクールの実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
地域コンクールの実施及び全国 コンクールへの応募	⇒	⇒

図書館における体験的学習の場の開催

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
中学生の職場体験	⇒	⇒

学習貸出・団体貸出

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
実施	⇒	⇒

⑥ハンディキャップサービスの推進

ボランティア市民と協働してダイジーの作成や対面朗読を実施し、障害を持つ利用者の読書機会の向上を図る。

〈主な取組〉

ダイジーの作成や対面朗読の実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ダイジーの作成や対面朗読の 実施	⇒	⇒

図書館音訳者講習会の実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
-	講習会の実施	-

方向性 10：市民文化・芸術の充実と発展を図ります

市民が主体的に文化・芸術活動に取り組めるよう支援を行い、身近な場で創造的な体験を楽しめる機会を提供します。さらに、地域で育まれた文化・芸術の価値を共有・発信することで市民の文化的・創造的な交流や共感を促進し、心豊かな生活を支える施策を展開します。

事業

①市民の文化・芸術活動振興の支援

市民が主体的に文化・芸術活動に取り組めるよう支援を行い、地域で育まれた文化・芸術の価値を共有・発信することで、多様な世代が文化・芸術に親しむ機会を創出する。

〈主な取組〉

市民の文化・芸術活動振興の支援

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
市民文化祭・多摩六都フェア 高校生写真展の支援	⇒	⇒

文化・芸術活動の情報発信の推進

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
文化・芸術活動の情報の 提供・発信	⇒	⇒

②多様な文化・芸術に触れることのできる場や機会の提供と充実

清瀬けやきホールを中心に、多様な文化・芸術事業の充実を図るとともに、市民が身近に文化・芸術活動に触れることができる場所や機会の提供を行う。

〈主な取組〉

清瀬けやきホールの管理運営

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
指定管理者による施設管理 及び事業実施	⇒	⇒
大ホールプロジェクター・舞台 機構ワイヤーロープの更新	大ホール照明 LED 化を含めた 大規模改修の検討	検討結果の適用

多様な文化・芸術事業の実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
指定管理者による落語会・ 各種コンサート・上映会・学校向 けアウトリーチ事業などを開催	⇒	⇒

生涯学習や文化・芸術活動を通じた市民の交流促進

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
生涯学習センターとけやきホール との連携による交流事業の実施	⇒	⇒

方向性 11：気軽にスポーツ活動に親しめる機会の充実を図ります

市民が気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境を整備するとともに、多様な機会や場の充実を図ります。また、地域のスポーツ振興やイベントを推進する人材を育成し、協働の充実を図ることで、スポーツの普及を進めるとともに市民の健康の増進や交流の活性化を目指します。

事業

①市民のスポーツ活動の支援

スポーツ振興にかかわる基本方針に基づき、スポーツ関連団体や指定管理者と連携し、市民のスポーツ活動の機会と場を提供することで、スポーツの普及や体力向上、健康増進を図る。

〈主な取組〉

市民のスポーツ活動の支援

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
多様なスポーツ事業の実施 (ポッチャ祭、スーパードッジボール大会、障害者向けイベント、サッカー教室、スポカル祭など)	⇒	⇒
学校施設スポーツ開放の実施	⇒	⇒

スポーツ振興事業の推進

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
市町村スポーツ大会、多摩六都スポーツ大会の支援及び実施	⇒	⇒

清瀬内山運動公園等の運営実施

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
指定管理者による運動施設の管理及び事業の実施	⇒ 指定管理者の選定	⇒

各運動施設の適切な管理及び整備

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
指定管理者による運動施設の管理及び整備の実施	⇒	⇒
内山運動公園野球場防球フェンス設置工事	内山運動公園サッカー場人工芝整備工事	—

②地域のスポーツ振興やイベントを推進する人材の育成

スポーツ推進委員・体育協会等スポーツ関連団体やスポーツボランティアを支援、育成することで、スポーツイベントの質の向上及び市内施設への人材派遣を行いスポーツの普及を図る。

〈主な取組〉

スポーツ推進委員活動の推進

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
スポーツ推進委員によるニュース スポーツ体験、市民ウォーキング、 新体カテストなどの実施	⇒	⇒

スポーツ関連団体の支援やボランティアの育成

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
地域のイベントや学校への スポーツ推進委員の派遣	⇒	⇒

スポーツ活動を通じた市民の交流促進

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
市民の交流促進の図れる事業 の実施（ボッチャ祭、障害者向 けイベント、スポカル祭など）	⇒	⇒